

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

能代市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

能代市長

公表日

令和8年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③保護の停止又は廃止に関する事務 ④資料の提供等の求めに関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦被保護者健康管理事業に関する事務 ⑧保護費の返還等に関する事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護システム、レセプト管理システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 別表第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が、第4欄(特定個人情報)に「外国人生活保護関係情報」が含まれる項(20、28、40、42、53、59、63、69、76、89、96、108、125、141、151、155、161、167、168、169、170、171、172の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「都道府県知事等」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「生活保護関係事務」が含まれる項(161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「都道府県知事等」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱に準じた就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(162の項)

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部 福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	能代市 企画部 地域情報課 情報化推進係 016-8501 秋田県能代市上町1番3号 電話番号 0185-89-2146
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人次 いつ時点の計数か	[1,000人未満(任意実施)] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 令和8年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 令和8年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、係長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。		
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、特定個人情報を取り扱う職員を指定、報告し、各課等の長を情報保護管理者としてその適切な監督を行うほか、情報保護管理者や事務取扱担当者等の研修及び受講確認を行うなどの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月28日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 ① 保護の実施に関する事務 ② 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③ 保護の停止又は廃止に関する事務 ④ 資料の提供等の求めに関する事務 ⑤ 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥ 進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦ 被保護者健康管理事業に関する事務 ⑧ 保護費の返還等に関する事務	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ③保護の停止又は廃止に関する事務 ④資料の提供等の求めに関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦被保護者健康管理事業に関する事務 ⑧保護費の返還等に関する事務 ⑨医療扶助オンライン資格確認に関する事務 ・生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事後	
令和5年12月28日	6.情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供) ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] ・不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か[十分である]	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供) ・目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か[十分である] ・－	事後	

令和7年1月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 ①～⑤(略) ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦～⑨(略)	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、生活に困窮する外国人世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・教育・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 ①～⑤(略) ⑥進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 ⑦～⑨(略)	事後	
令和7年1月30日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の2の項	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2の2の項	事後	
令和7年1月30日	8. 人手を介在させる作業	(新規)	十分である マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、係長の最終確認を経ることとしている。 また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	
令和7年1月30日	9. 監査	[]内部監査	[○]内部監査	事後	
令和7年1月30日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規)	9)従業員に対する教育・啓発 十分である 能代市特定個人情報保護管理規程に基づき、特定個人情報を取り扱う職員を指定、報告し、各課等の長を情報保護管理者としてその適切な監督を行うほか、情報保護管理者や事務取扱担当者等の研修及び受講確認を行うなどの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	

令和7年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	令和5年9月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和7年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年9月1日 時点	令和7年6月1日 時点	事後	
令和8年2月20日	4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の2の項 能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第3条第2項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び第9号 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が、第4欄(利用特定個人情報)に「外国人生活保護関係情報」含まれる項(20、28、40、42、53、59、63、69、76、89、96、108、125、141、151、155、161、167、168、169、170、171、172の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の2の項 能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第3条第2項	事前	
令和8年6月23日	3. 個人番号の利用	・番号法第9条第2項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条 別表第2の2の項	・番号法第9条第1項 ・番号法第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令 別表第1項	事後	

令和8年6月23日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び第9号 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が、第4欄(利用特定個人情報)に「外国人生活保護関係情報」含まれる項(20、28、40、42、53、59、63、69、76、89、96、108、125、141、151、155、161、167、168、169、170、171、172の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2の2の項 ・能代市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則 第3条第2項	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「主務省令」という。)第2条 【情報提供の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第3欄(情報提供者)に「都道府県知事等」が、第4欄(特定個人情報)に「外国人生活保護関係情報」が含まれる項(20、28、40、42、53、59、63、69、76、89、96、108、125、141、151、155、161、167、168、169、170、171、172の項) 【情報照会の根拠】 ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「都道府県知事等」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「生活保護関係事務」が含まれる項(161の項) ・主務省令第2条の表のうち、第1欄(情報照会者)に「都道府県知事等」が、第2欄(特定個人番号利用事務)に「昭和二十九年社発第三百八十二号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給の取扱に準じた就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(162の項)	事後	
令和8年6月23日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事前	
令和8年6月23日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	令和8年6月1日 時点	事前	